

1. 保全地域の保全・活用プランの策定について

1) 策定の背景

現代は主に人間活動による影響で、国際規模で生きものが急速に絶滅しています。種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す源となる生態系の劣化も急速に進んでおり、持続可能な社会を支える生物多様性保全の重要性が国内外で高まっています。

東京都では「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、昭和 49 年から令和 3 年 12 月末現在、計 50 地域約 760ha を保全地域に指定し、宅地開発等から貴重な自然地を守ってきました。しかしながら、都内のみどり率は依然として減少傾向にあり、希少な動植物の生息・生育地は今も失われ続けています。

一方で、開発から守られた保全地域ですが、以前は間伐や草刈りなどの手を入れることで保たれていた自然が、手入れ不足で荒廃したり、外来種が侵入し生態系を攪乱するなどの問題も顕在化してきました。

また、令和 2 年度の都政モニターアンケートでは、新型コロナウイルス感染症の流行がある中で身近な公園や緑地などの重要性が再認識されました。保全地域は生物多様性豊かな自然を有していますが、その価値や魅力を伝えきれていないため、都民が保全地域の存在意義を十分に理解するに至っておらず、公有財産としての役割を果たしきれていません。

また、ボランティア団体の活動により支えられている保全地域ですが、今後ボランティア人口の減少が予想される中で、担い手の確保も課題となっています。

このような状況を受けて、都は「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元年 12 月）において、保全地域を 2050 年度までに約 100ha 拡大指定していくこと、「『未来の東京』戦略」（令和 3 年 3 月）においては、保全地域の拡大や管理・活用に係る総合的な「保全・活用プラン」を策定し取組を推進すること、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を創設することなどを目標に掲げました。

2) 策定の目的

本計画は、次の取組を計画的に進めることにより、保全地域の価値・魅力を更に向上し、保全地域が目指す姿を実現することを目的に策定しました。

- 都内に残された重要な緑地の保全に向けて、新規指定候補地の選定について考え方を整理し、保全地域の新規指定を進めていく。
- 保全地域が都内の生物多様性の拠点として機能できるよう、生物多様性に配慮した管理等を行っていく。
- ポストコロナ社会において、保全地域の重要性が都民に理解され、親しまれる存在として機能するよう、魅力ある保全地域を実現するための取組を進めていく。
- 保全地域における生物多様性保全の取組を多様な主体と連携して継続的に進めるとともに、多様な活動の機会を創出し担い手の育成を進めていく。

3) 計画期間

本計画の「7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について」に示す各施策については、計画期間の記載が別にあるものを除き、令和12(2030)年度までを計画期間とします。